

公益財団法人茨城県栽培漁業協会評議員及び役員の報酬等及び費用に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人茨城県栽培漁業協会定款第15条及び第32条の規定に基づき、評議員及び役員の報酬等の支給及び費用の支払いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、本協会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条13号で定める報酬、賞与其他職務の対価として受ける財産上の利益であつて、その名称のいかんを問わない。費用とは明瞭に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 本協会の評議員及び役員には報酬等は支給しない。ただし、常勤役員には報酬等を支給する。

- 2 常勤役員に対して支給する報酬等は、報酬、賞与とする。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 報酬の額は、茨城県の職員の給与に関する条例（昭和27年4月1日茨城県条例第9号）第5条第1項第1号の行政職給料表（別表第1）中、「定年前再任用短時間勤務職員」の「5級」の給料月額とする。

- 2 賞与の額は、茨城県の特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和27年12月25日茨城県条例第55号）第4条第1項の規定に基づき算出される知事等の期末手当の額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 報酬の支給日は、毎月21日とし、賞与の支給日は、毎年6月30日及び12月10日とする。ただし、その日が日曜日、休日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日曜日、休日又は土曜日でない日に支給する。

- 2 報酬等は、通貨をもって本人に支払う。ただし、本人から申し出があったときは、本人の指定する金融機関の口座振込の方法により支払うことができる。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬の額の日割計算)

第6条 新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員が退任し、又は解任された場合は、その日までの報酬を支給する。

3 月の中途において就任し、又は退任し、若しくは解任された場合における報酬の額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。

4 第2項の規定にかかわらず、常勤役員が死亡により退任した場合は、その月までの報酬を支給する。

(費用)

第7条 評議員及び役員がその職務の遂行に当たって負担した費用は、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては、別に定める基準により、前もって支払う。

2 評議員及び非常勤役員が評議員会、理事会、監事監査及びこれに準ずる会議に出席したときは、旅費実費を支払う。

(公表)

第8条 本協会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改正)

第9条 この規程の改正は、評議員会の決議により行う。

(委任)

第10条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

付 則 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

付 則 この規程は、平成26年6月1日から施行する。

付 則 この規程は、平成28年4月20日から施行する。

付 則 この規程は、令和6年5月31日から施行する。